

【問題】 次の文が一般的に正しければ○、間違いであれば簡単に理由を記せ。

なお、著作権には財産的な権利である著作権、著作者人格権、著作隣接権を含むものとする。(5×20)

- 1 【×】 放送局が、オリンピック大会の競技結果をニュース番組で報道する場合、そのオリンピック大会の公認テーマ曲を当該番組の冒頭で流す行為について、そのテーマ曲の著作権者の許諾を得る必要はない。

【解説】 テーマ曲はニュース報道に必須ではなく時事の報道に該当しない 10条②

(著作物の例示) 第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

- 2 【○】 プロのミュージシャンが、多くの通行人を聴衆として、対価を受けることなく、駅前で音楽を演奏する場合、その音楽の著作権者の許諾を得る必要はない。

【解説】 プロでも対価を得ていないから営利目的とまでは言えない 38条

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 3 【○】 美術館が、個人コレクターの家から盗まれた絵画を、盗品であることを知らずに窃盗団から借りて展示をする行為は、当該絵画の著作権者の有する展示権の侵害となる。

【解説】 知っているか否かに係らず展示権を侵害する 25条, 45条

(展示権) 第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(美術の著作物等の原作品の所有者による展示) 第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

- 4 【○】 甲が作詞及び作曲した歌を歌手乙が無断でアレンジして歌唱した。その歌唱を、放送事業者丙が録画して放送した。この放送を受信して、インターネット上にアップロードする行為は、甲の著作権及び丙の著作隣接権を侵害するが、乙の著作隣接権は侵害しない。

【解説】 放送された実演は、実演家から送信可能化権が除かれる。 92条の2

(送信可能化権) 第九十二条の二 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

二 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

- 5 【×】 小説を小学校の教科書に掲載する際に、難解な漢字をひらがな表記に変更する行為は、学校教育の目的上やむを得ないとしても、作家の心情を害する結果となる以上、同一性保持権の侵害となる。

【解説】 やむを得ない改変であり、作家の心情を害するとまではいえない 20条②

(同一性保持権) 第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

- 6 【×】 小説の題号の改変行為は、題号自体が著作物性を具備している場合に限り、同一性保持権の侵害を構成する。

【解説】 題号の同一性についても、本体と一体とした著作者の権利がある 20条①

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

- 7 【○】 放送事業者は、その放送するテレビ番組を待合室のテレビ受像機に映している病院に対して、補償金を求める権利を有しない。

【解説】 通常の実用受信機を用いて公に伝達できる 38条③

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 3 放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の実用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

8 【×】 ギタリストがスタジオで録音を行った演奏が未公表である場合には、そのギタリストは当該演奏について公表権を有する。

【解説】実演家は、公表された著作物を伝達する役目だから公表権を有さない 90条の2, 3

(氏名表示権) 第九十条の二 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する。

(同一性保持権) 第九十条の三 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。

9 【○】 著作物である木像の原作品を完全に焼却する行為は、同一性保持権の侵害とならない。

【解説】作者の名誉を侵害する行為は、作品が有している印象の変更が権利侵害であり、消滅させることは侵害とならない。 20条

第二十條 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

10 【×】 ある懸賞小説に応募したところ私の作品が金賞をとった。募集要項に「入選作の著作権は全て主催者に帰属します」と書いてあったので、私には著作者としての権利は何もない。

【解説】著作権の全てを譲渡する約束をしても、譲渡されない権利は著作者に残る。二次的著作物を創作する権利は特掲される必要があり、著作者人格権は譲渡することができない。(61条, 59条)

(著作者人格権の一身専属性) 第五十九条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

(著作権の譲渡) 第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

11 【○】 私は、ある芸能人の波乱万丈の人生を本人に依頼されて執筆し、その芸能人の名前で出版が行われた。この場合、私は、いわゆる「ゴーストライター」であるが、実際に執筆したのは私であるから、著作者が私であることを主張できる。

【解説】著作物に表示されている名前の者が著作者と推定されるが、推定を覆せば著作者となる。著作者名の登録も一手段 (14条, 75条3項)

(著作者の推定) 第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という。)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

12 【×】 ヒット曲を自分たちで演奏できるようにアレンジして、文化祭で演奏する場合、演奏会の入場料が無料であれば著作権侵害とならない。

【解説】アレンジは同一性保持権を侵害することとなる 38条

第三十八條 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

13 【×】 大学教員が、担当する講義において学生に配布するために、他人の未公表の論文を複製する行為は、講義で使用する必要があり、それに必要な範囲に限られているのであれば、複製権の侵害とはならない。

【解説】著作権が制限されるのは公表された著作物であり、未公表のものは対象外である。35条

第三十五条 学校その他の教育機関において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。